

— 手引き —

(1) 地方創生枠の要件等について

日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生に対して地方創生にかかる特別枠（地方創生枠）を設け、無利子奨学金の貸与基準を満たす者を優先的に採用します。詳細は、以下のとおりです。

推薦人数	1都道府県あたり各年度上限100名
対象学種	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程
奨学金の種類	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子)
要件	大学等へ進学後、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与基準を満たすこと。その他の要件は、各基金を設置した地方公共団体(基金に出捐した地方公共団体を含む。以下「基金設置団体」という。)において設定すること。

留意点

- 地方創生枠で推薦された者は、進学した（又は在学する）学校を通じて手続きを行う必要があります（在学採用のみを対象とし、予約採用は対象としません）。
- 対象者は、新たに大学等に進学する者のほか、在学生（2年生以上）も含まれます。
- 地方創生枠推薦者であっても、奨学金申込時において日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与基準を満たしていない場合は、奨学生として採用されません。
- 地方創生枠は、市区町村分も含めて都道府県に枠を配分します。各都道府県の区域内に位置する市区町村が基金を設置した場合は、都道府県が当該市区町村分を取りまとめてください。

<参考> 日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子)の貸与基準

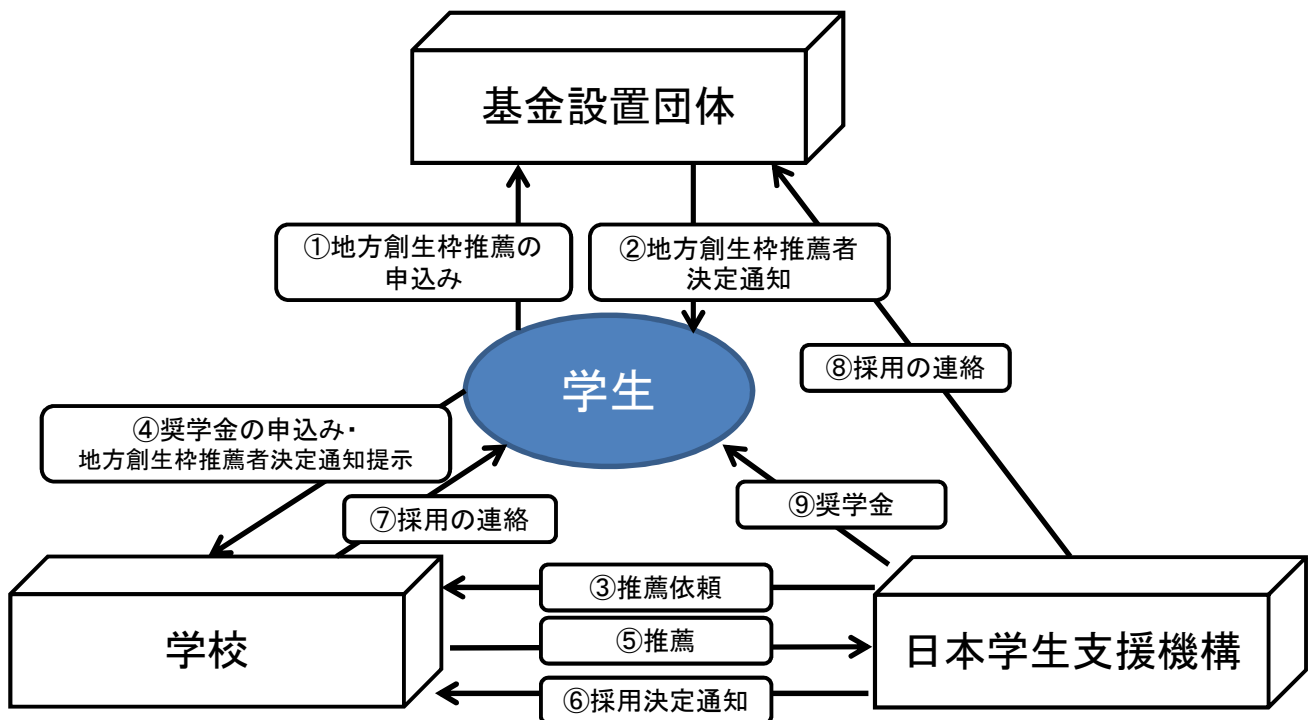
特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある人に貸与します。別に定める貸与基準（学力・家計・人物・健康）を満たすことが必要です。

【学力・家計基準の例】（4人世帯・自宅通学の目安）

区分	学 力 (1年次の場合)	収入・所得の上限額			
		国・公立		私立	
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学	高校2～3年の成績が5段階評価で平均3.5以上の者	805万円	373万円	854万円	422万円
短期大学		790万円	358万円	837万円	405万円
高等専門学校	中学3年の成績が5段階評価で平均3.5以上の者	693万円	287万円	725万円	309万円
専修学校専門課程	高校2～3年の成績が5段階評価で平均3.2以上の者	753万円	329万円	821万円	389万円
大学院	修士課程 博士課程 大学・大学院の成績が特に優れている者	本人及び配偶者の収入		389万円	
				442万円	

(2) 地方創生枠に係る手続きの流れ

〔手続きの流れイメージ図〕



- ①基金設置団体において、地方創生枠推薦者の募集、選考、決定を行う【3月下旬】
- ②基金設置団体は、推薦者として決定した者に対して地方創生枠推薦者決定通知（統一様式）を送付する【3月下旬】
※地方創生枠推薦者決定通知（見本参照）には、「日本学生支援機構の貸与基準を満たしていない場合は採用されない」旨を記載する
- ③日本学生支援機構は、地方創生枠推薦者を優先的に推薦するよう各学校に依頼【3月下旬】
- ④進学後、学生等は、基金設置団体から送付された地方創生枠推薦者決定通知を提示の上、学校窓口は無利子奨学金の申込みを行う【4月上旬～】
- ⑤各学校において、無利子奨学金の貸与基準に照らして奨学生に推薦する者の決定を行い、日本学生支援機構に推薦する【4月上旬～6月下旬】
- ⑥日本学生支援機構は、採用者の決定を行い、各学校に通知する【4月下旬～7月上旬】
- ⑦各学校は、学生等に採用決定を通知する【4月下旬～7月下旬】
- ⑧日本学生支援機構から基金設置団体に推薦者の採用状況を連絡する【7月下旬】
- ⑨日本学生支援機構は、学生等に奨学金を貸与する【初回振込：4月下旬～7月上旬】

※大学等により、在学採用の申請期限等は異なります。

<参考> 地方創生枠推薦者決定通知（見本・進学先提出用）

【進学先提出用】

重要

この書類は、あなたが日本学生支援機構の地方創生枠推薦者に決定したことの通知です。進学後の奨学金申込み手続きに必要な書類ですので、大切に保管してください。
なお、本推薦者であっても、下記採用条件を満たしていない場合、及び日本学生支援機構の無利子奨学金申込時において、その貸与基準を満たしていない場合は、奨学生に採用されません。

平成28年度 日本学生支援機構地方創生枠推薦者決定通知

道府県名	●●県
管理番号	999-999-999
氏名	学生 支援
採用条件	(例) ●●大学●●学部への進学

(奨学金の種類) 日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子)

(進学後、本人記入欄)

本人 現住所	〒 _____ 電話 _____	
進学先 の情報	(学校名)	(学籍番号)
	(学部・学科名)	

<参考> 地方創生枠推薦者決定通知（見本・本人保管用）

【本人保管用】

重要

この書類は、あなたが日本学生支援機構の地方創生枠推薦者に決定したことの通知ですので、大切に保管してください。なお、本推薦者であっても、下記採用条件を満たしていない場合、及び日本学生支援機構の無利子奨学金申込時において、その貸与基準を満たしていない場合は、奨学生に採用されません。

平成28年度 日本学生支援機構地方創生枠推薦者決定通知

平成27年11月11日

管理番号 999-999-999

学生 支援 様

●●県基金設置団体

印

(印影印刷)

あなたを、下記のとおり平成28年度日本学生支援機構地方創生枠（●●県）の推薦者として決定しましたので通知します。

なお、本決定通知は、平成28年度に進学する場合のみ有効です。平成29年度以降に進学する場合は、再度、申込みが必要です。

記

(採用条件)

(例) ●●大学 ●●学部への入学

(奨学金の種類)

日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子)

(3) 奨学金に係る返還支援の方法

日本学生支援機構への送金の手続きについて

- ①返還者は、日本学生支援機構に返還残額証明書の発行を申請する
- ②日本学生支援機構は、返還者に返還残額証明書を発行する
- ③返還者は、日本学生支援機構が発行した返還残額証明書をを用いて、基金に返還支援請求を行う
- ④基金は、返還者の氏名、奨学生番号、基金の返還支援額を日本学生支援機構に連絡する
- ⑤日本学生支援機構は、基金に払込み用紙を送付する
- ⑥基金は、日本学生支援機構から送付された払込み用紙で、④で連絡した返還支援額(返還残額の全部又は一部)を日本学生支援機構に送金する
ただし、返還支援額が返還残額を上回る場合、基金はその差額を返還者に送金する
- ⑦日本学生支援機構は、返還支援完了後の返還残額(又は返還完了)を返還者に通知する

留意点

- 返還残額証明書の発行については、返還者本人からの申請のみに対応します。
詳細は、おって日本学生支援機構のホームページでお知らせします。
- なお、返還者が基金の返還支援要件(一定期間の就業等)に違背した場合でも、日本学生支援機構は一切関知致しません。

日本学生支援機構以外の奨学金について

- 地方自治体、大学、民間奨学団体等に送金する場合は日本学生支援機構への送金手続きを参考に各団体と基金において送金方法等を決定してください。